様式１－１ 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）

当該外国出願に係る資金計画

（１）収入

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 |  | 摘要（資金の調達先等） |
| 自己資金 |  |  |
| 借入金 |  |  |
| 補助金 |  | 当支援事業（助成対象経費の１／２以内） |
| その他の収入 |  |  |
| 合計 |  |  |

（２）支出（補助金交付申請書様式１　「９．間接補助金交付申請額」と一致のこと）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 外国特許庁への出願手数料 | 現地代理人費用 | 国内代理人費用 | 翻訳費用 | 計 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 外国出願経費合計・税引き前（Ａ） |  |  |  |  |  |
| （Ａ）のうち、国内消費税等の対象外経費（Ｂ） |  |  |  |  |  |
| 助成対象経費  （Ａ－Ｂ） |  |  |  |  |  |
| 持ち分に応じた対象経費 |  | | | |  |
| 間接補助金申請額  ：助成対象経費の２分の１以内  （千円未満切り捨て） |  | | | |  |

注１）「（２）支出」における「間接補助金交付申請額」欄に記載する額は、「助成対象経費」の合計額の２分の１以内（千円未満切り捨て）とし、特許１５０万円、実用新案・意匠・商標６０万円を上限としてください。

注２）補助対象となる経費は、補助金交付の決定以降に契約し支出額が確定する経費とし、支払い済みのものは補助対象外となります。

注３）国内消費税は対象外とします。

注４）他の事業者と共同出願の場合には、持ち分比率に応じた経費をもって助成対象とします。但し、補助対象者が実際に負担(支出) する額を超えて助成対象とすることはできません。